

下 総 第 6 3 3 号  
令和5年(2023年)5月2日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年3月31日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づき講じた改善措置

### 豊浦総合支所地域政策課について

#### [指摘事項]

- (1) 下関市豊浦コミュニティ情報プラザ駐輪施設等土地賃貸借契約において、所管課が保有する平成27年3月10日付けの当初契約書と、契約相手方が保有する同日付けの当初契約書との間に条文の相違がある不適当な状態となっていた。令和2年4月1日付けの変更契約で当初契約に第29条が追加されたが、所管課が保有する当初契約書の条文が第27条までであることに疑義があり、確認したところ相手方が保有する当初契約書には第28条が記載されていることが判明した。当初契約書と変更契約書の書面を作成したのは相手方であるが、当初契約書の取り交わしから変更契約の締結までの間に契約書の相違に気づく機会は幾度もあり、その度に見過ごされ、現在に至っている。文書の内容等に対する確認不足は重大な事務の支障につながるおそれがあるため、注意して事務処理されたい。

#### (改善措置状況)

本指摘を受け、令和3年2月4日付けで当該契約書の訂正に係る決裁を受け、市が保有する契約書に、条文第28条の追記及び双方による押印を行い、契約書の訂正を完了した。

今後は、契約書に係る文案について、複数職員でチェックするなど体制を強化し、誤謬防止に努める。

- (2) 指摘事項(1)に関連するが、下関市豊浦コミュニティ情報プラザ駐輪施設等土地賃貸借契約において、契約の締結に係る決裁文書の取扱いに以下の不適切な事項があった。適正に事務処理をされたい。
- ア 監査対象期間外であるが、当初契約の締結に係る平成27年3月6日付けの決裁文書には、市と相手方双方が押印済みの完成した契約書が添付されているのみで、契約書の文案が添付されていない。そのため、市の意思決定の際の契約内容が不明である。
- イ 契約を締結する際には、下関市文書取扱規程第22条第1項第5号及び同条第2項第1号により、原則として総務部長又は総務課長に合議をする必要があるが、変更契約の締結に係る令和2年3月30日付けの決裁文書は合議がされていない。同規程では定例がある場合は合議をしなくてよいとされ、決裁文書には平成27年4月1日に合議をした定例があると付記されているものの、当該変更契約書の書面は相手方が作成した様式であることや、所管課への聞き取りによれば、合議をした定例がどのような契約であったか不明であるとの状況から、当該変更契約の締結にあたっては、総務部長又は総務課長への合議が必要であった。

(改善措置状況)

ア 今後は、契約締結の回議書には、契約書（案）を必ず添付し、意思決定の際の契約内容を明らかにするよう事務処理を行う。

イ 今後は、本契約において変更契約の必要が生じた場合は、変更契約書の書面が契約の相手方が作成する様式等であることを鑑み、契約締結の回議書について、令和2年4月8日付け下総第569号通知文書における「1 定例のあるものとして、総務部長又は総務課長への回議書の合議を不要とする契約書」の内容に該当しない場合には、総務部長又は総務課長への合議を行う。